随意契約見直し計画

平成 20 年 1 月
国立大学法人北海道教育大学

１．随意契約の見直し計画

（１）平成１８年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、直ちに一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも２０年度から全て一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額（百万円）	件数	金額（百万円）
事務・事業を取り止めたもの（18年度限りのものを含む。）				（21.4%） 3	（20.2%） 20
一般競争入札等	競争入札			（35.7%） 5	（33.3%） 33
	企画競争	（21.4%） 3	（23.2%） 23	（21.4%） 3	（23.2%） 23
随意契約		（78.6%） 11	（76.8%） 76	（21.4%） 3	（23.2%） 23
合　　計		（100%） 14	（100%） 99	（100%） 14	（100%） 99

（注１）見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの
（注２）金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある
（注３）同一所管法人等との契約実績はなし

２．随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

平成２０年１月までに、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成２０年度から一般競争入札等に移行。

（１）複数年度契約の拡大

①システム関連等の複数年度にわたる契約については、一般競争入札等による複数年度契約の拡大を実施する。

（２）入札手続きの効率化

①一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、電子入札の拡大や公告の方法等について検討を行う。

（３）契約事務体制の整備

①多数の調達案件が一般競争入札等による契約へ移行することに伴い、業務量が増加することから、これらに対応するための契約事務体制の整備についての検討を行う。

（４）保守点検業務等の見直し

①現在、設備、物品、ソフトウェア等の購入と不可分な関係にあることを理由として随意契約を結んでいた保守点検業務等の契約については、今後、当該設備等の更新を行う際に、保守点検業務等が不可分とならないようにするか、または物品の購入等と保守点検を一体として、一般競争入札等に基づく複数年度契約を行うよう、必要な措置を講ずることとする。

（注）個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載